第５節　予防活動の現況

～火災を未然に防ぐために～

１　火災予防査察の現況

（１）立入検査実施状況

立入検査は、消防法に基づき消防職員が建物や危険物施設に立ち入り、火災予防上の観点から検査をするものです。

令和５年中は、建物（住宅、長屋を除く）や危険物施設（ガソリンスタンドなど）に対し、37,419件の立入検査を実施しました。立入検査件数は、令和２年以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い大きく減少していましたが、昨年は感染拡大前の令和元年と同程度実施しました。

その他にも災害出場後の立入検査7,638件、確認検査1,496件、繁華街査察3,194件、会場管理立入検査（催物など）141件を実施しました。

立入検査の執行は、査察員715人、ポンプ隊1,224隊で実施しています。（図表1−5−1）

■ 図表1−5−1　立入検査件数の推移

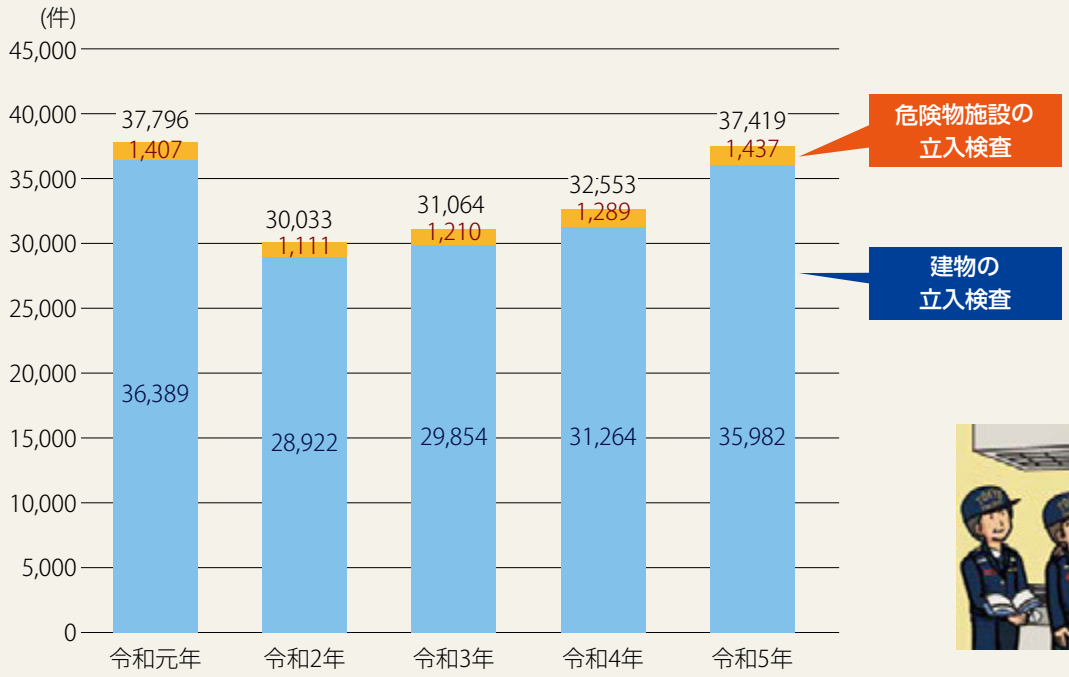

（２）行政措置と違反対象物の公表制度の状況

ア　警告・命令

立入検査等を実施した建物や危険物施設において消防法令違反を確認した場合、違反者に対して違反を是正するように指導しています。

是正する意思が見られない違反者に対しては、必要に応じて警告により強く指導したり、さらに消防法に基づき命令を行っています。

警告・命令件数の推移については、図表１－５－２のとおりです。令和５年中における警告件数は220件、命令件数は88件となっています。

■ 図表1−5−2　警告・命令件数の推移

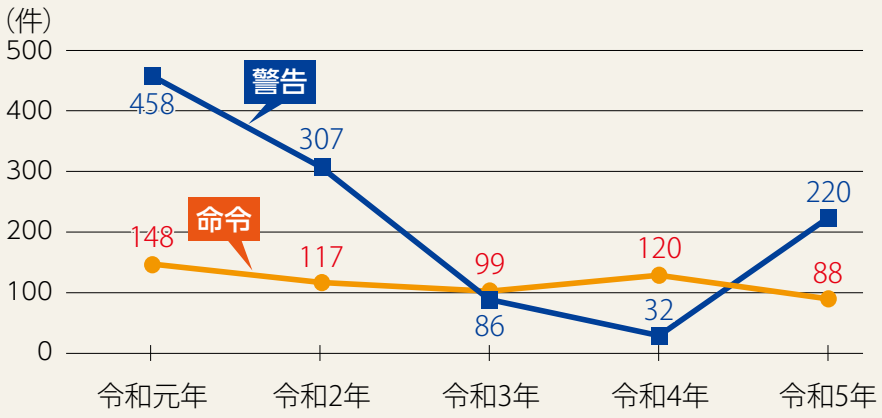

イ　危険物取扱者・消防設備士への違反事項通知

危険物取扱者・消防設備士の資格者が消防法令違反に係る行為を行っていた事実を確認した場合、資格者に対して違反事項通知を行い、再発しないよう指導しています。

違反事項通知を受けた資格者の推移については、図表１－５－３のとおりです。

■ 図表1−5−3　違反事項通知を受けた資格者数の推移

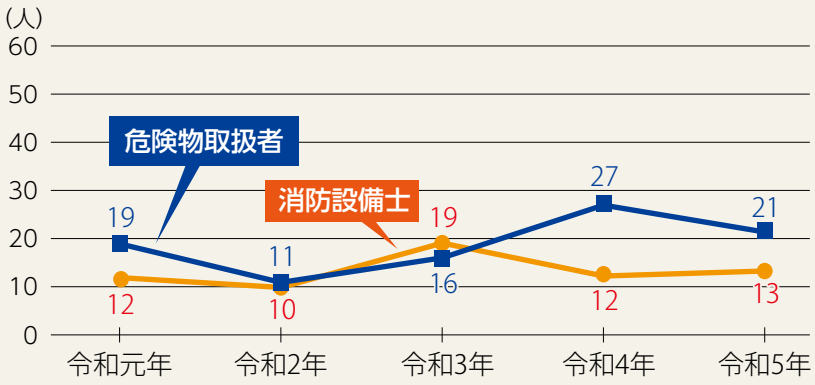

ウ　違反対象物の公表制度の状況

公表制度は、建物（住宅、長屋を除く）を利用する方がご自身で建物の安全情報を入手し、利用を判断できるよう、消防機関が立入検査で把握した違反に関する情報を提供するものです。公表対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の未設置による設置義務違反（重大違反）と建物関係者により繰り返された防火管理、消防用設備の維持管理等に係る違反（複数管理義務違反）があります。

各年で公表された建物数の推移については、図表１－５－４のとおりです。違反が公表されている建物関係者に対して速やかに違反が是正されるよう指導を徹底しています。

■ 図表1−5−4　各年の違反が公表されている建物数の推移

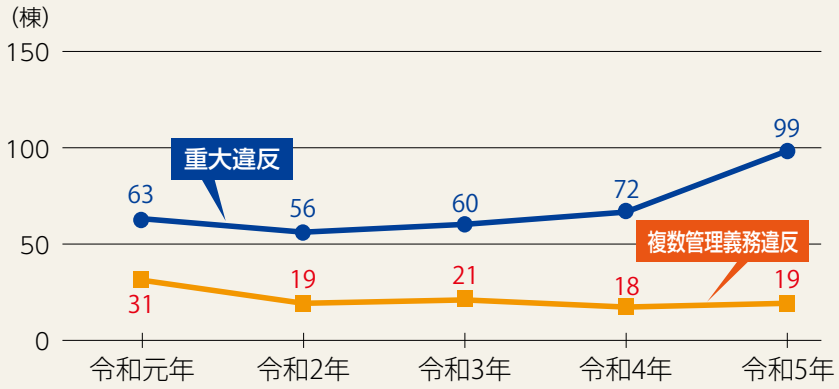

（3）優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の状況

優良防火対象物認定表示制度は、建物の関係者からの申請に基づき、高い防火安全性を消防署長が認めた場合に、認定証を建物に表示できる制度です。

令和５年12月末日における認定優良防火対象物は877件で、用途別の内訳は図表１－５－５のとおりです。優良防火対象物認定表示制度の詳細は、206ページを参照してください。

▲ 優良防火対象物認定証

■ 図表1−5−5
優良防火対象物・建物の内訳

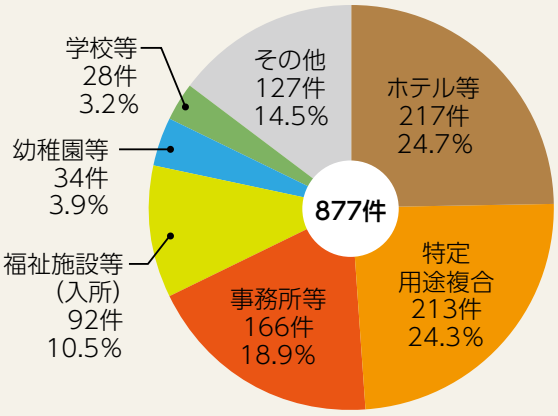

※統計上の端数処理を行っているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

（4）各種点検報告の状況

ア　消防用設備等点検報告制度

消防用設備等点検報告制度は、建物の関係者が建物に設置されている消火器、自動火災報知設備及びスプリンクラー設備などの消防用設備を資格者に点検させるか、または自ら点検し、その結果を消防署長に報告する制度です。

令和５年12月末日における点検が必要な建物数は374,554棟で、報告件数は266,751件でした（報告率＝71.2％）。点検が必要な建物数は年々増加しています。

消防用設備等点検報告制度の詳細は208ページを参照してください。（図表1－5－6）

■ 図表1－5－6　消防用設備等点検報告の内訳

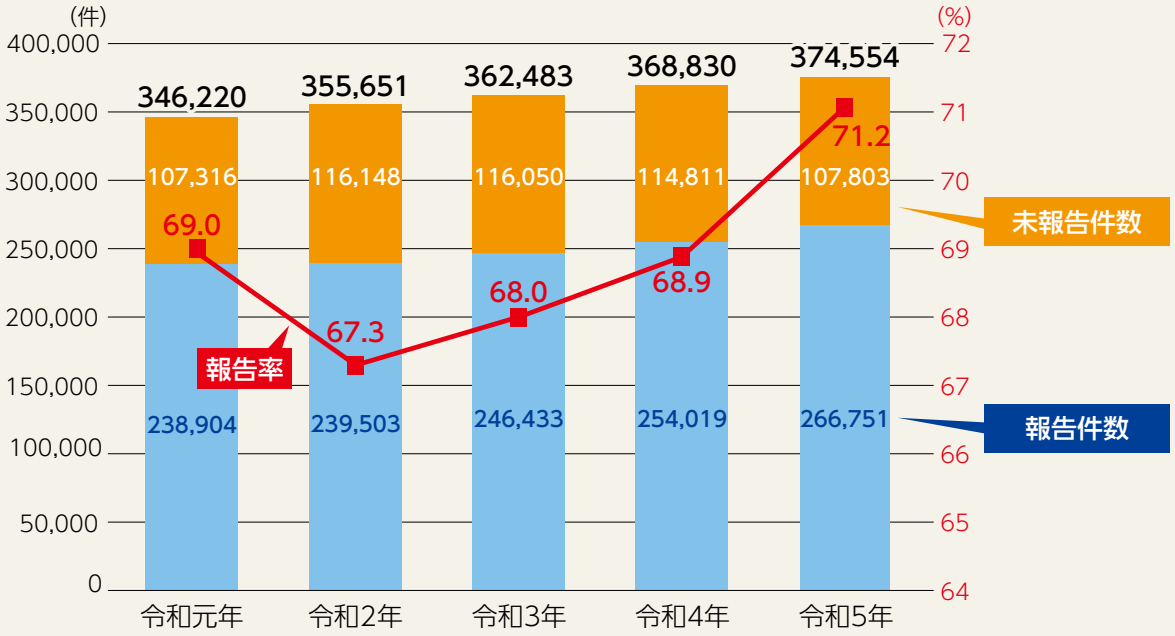

イ　防火対象物点検報告制度

防火対象物点検報告制度は、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を機に制定された制度で、法令で定める要件に該当する建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防火管理に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が３年間優良で、申請による審査で認められた場合には、その後の３年間の点検が免除されます。これを「特例認定」といいます。

令和５年12月末日における点検が必要な建物及びテナントは108,863件（特例認定件数3,938件を除く）で、報告件数は60,105件でした（報告率＝56.8％）。点検が必要な建物数は年々増加していますが、点検報告率はほぼ横ばいの状態です。（図表1－5－7）

防火対象物点検報告制度の詳細は208ページを参照してください。

■ 図表1−5−7　防火対象物点検報告の内訳

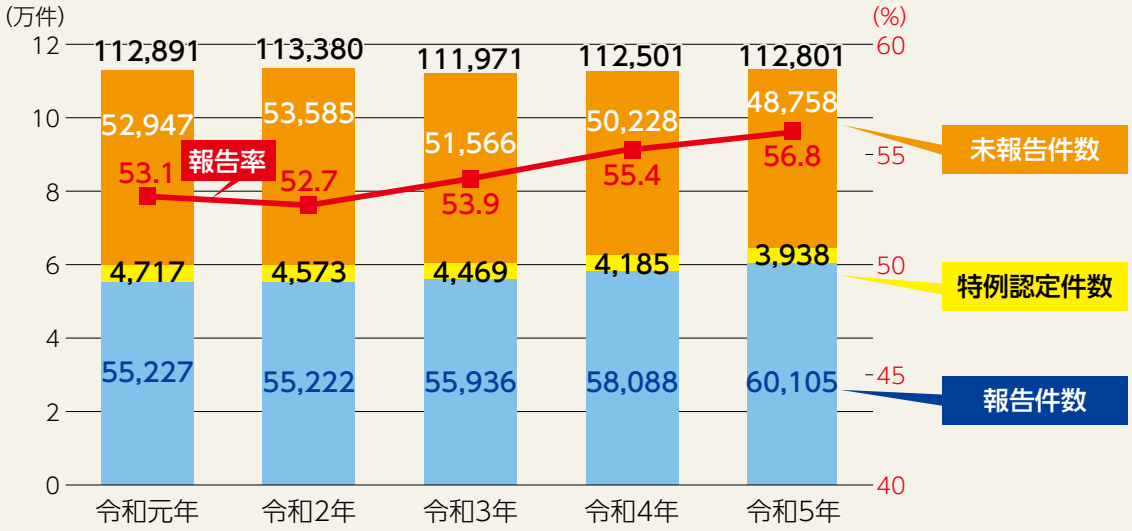

※報告率は特例認定件数を含みます。

ウ　防災管理点検報告制度

防災管理点検報告制度は、法令で定める大規模な建物とその建物に入居しているテナントの管理者が地震やテロ災害による被害の軽減に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が３年間優良で申請による審査で認められた場合には、その後の３年間の点検が免除されます。これを「特例認定」といいます。

令和５年12月末日における点検が必要な建物及びテナントは42,383件（特例認定件数2,566件を除く）で、報告件数は31,488件でした（報告率=75.8%）。点検が必要な建物数は年々増加しています。（図表1−5−8）

防災管理点検報告制度の詳細は208ページを参照してください。

■ 図表1−5−8　防災管理点検報告の内訳

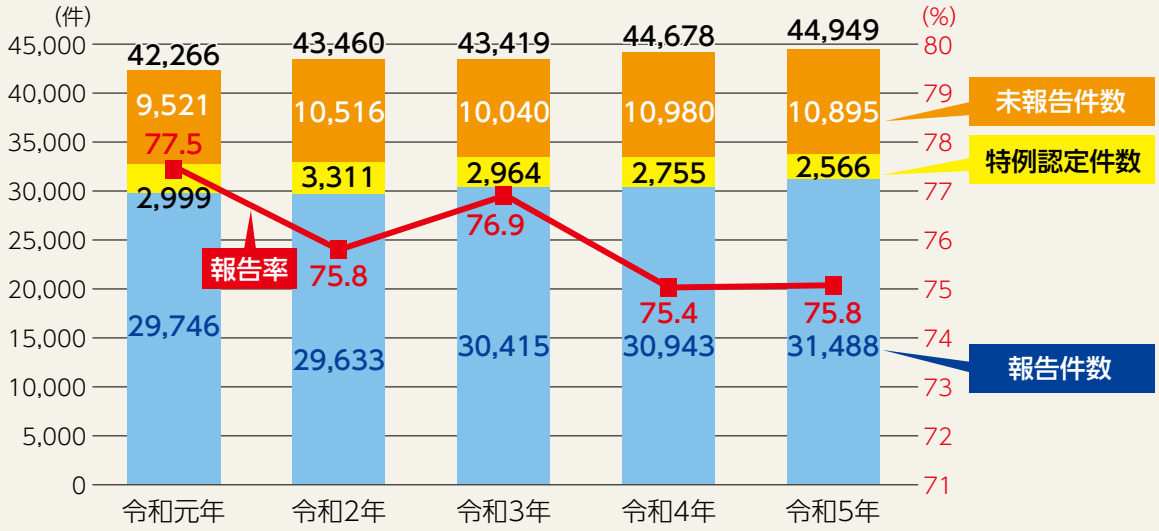

※報告率は特例認定件数を含みます。

2　建物数の推移と防火管理者選任状況等

（1）建物数の推移

令和５年12月末日現在、当庁管内の建物（住宅、長屋を除く）は450,277棟、ホテル施設数は5,755事業所あり、令和元年の423,209棟、4,858事業所と比較して27,068棟（6.4%）、897事業所（18.5%）増加しています。（図表1－5－9）

■ 図表1－5－9　建物数（住宅、長屋を除く）とホテル施設数の推移

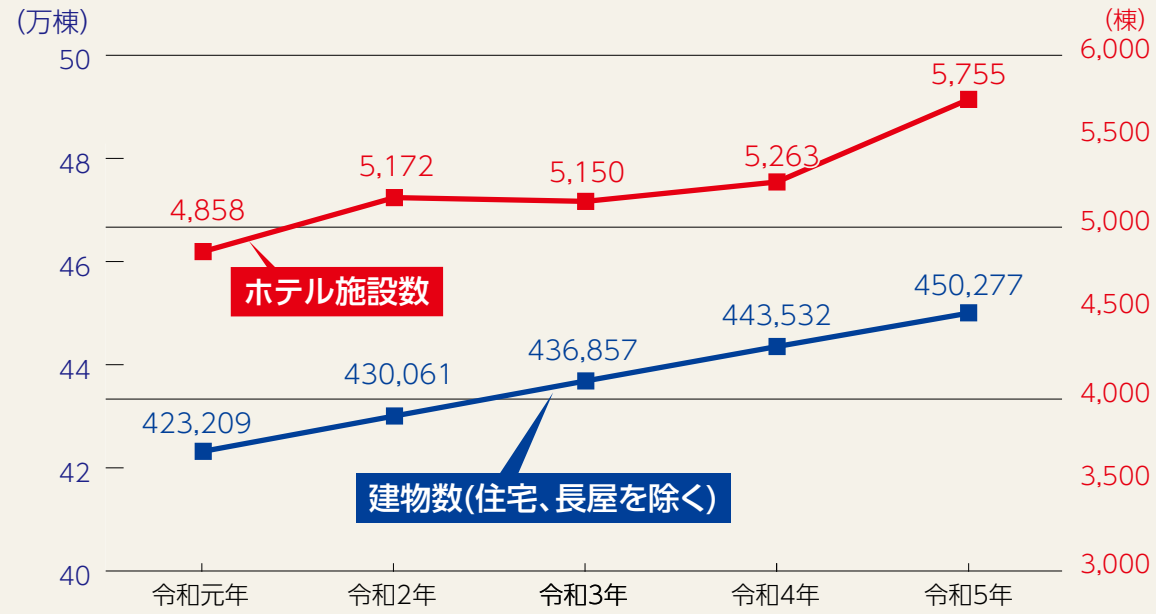

※ホテル施設数は、消防法施行令別表第一５項イ［旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの］の事業所件数を計上

訪日外国人の増加や旅館業法の規制緩和等により、近年、ホテル施設数が増加傾向にあります。

建物数450,277棟のうち、共同住宅等187,694棟（41.7%）、非特定用途複合（共同住宅と事務所の複合施設など）76,963棟（17.1％）、特定用途複合（商業施設と飲食店の複合施設など）65,937棟（14.6%）が全体の７割を占めています。（図表1－5－10）

■ 図表1－5－10　建物用途の内訳

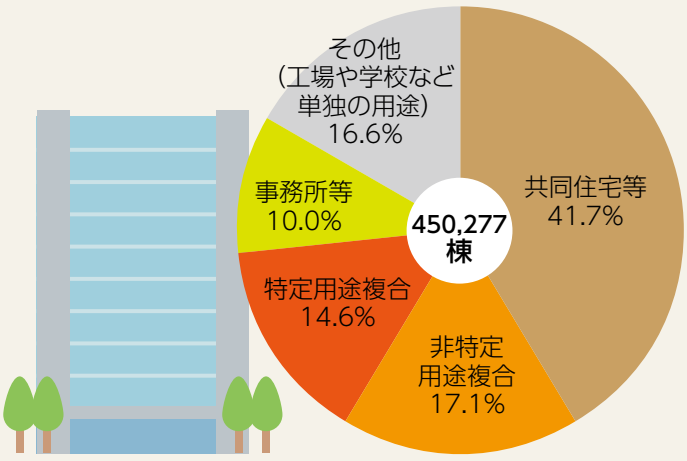

※統計上の端数処理を行っているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

■ 図表1−5−11　21階建て以上、地下4階以下の建物数の推移

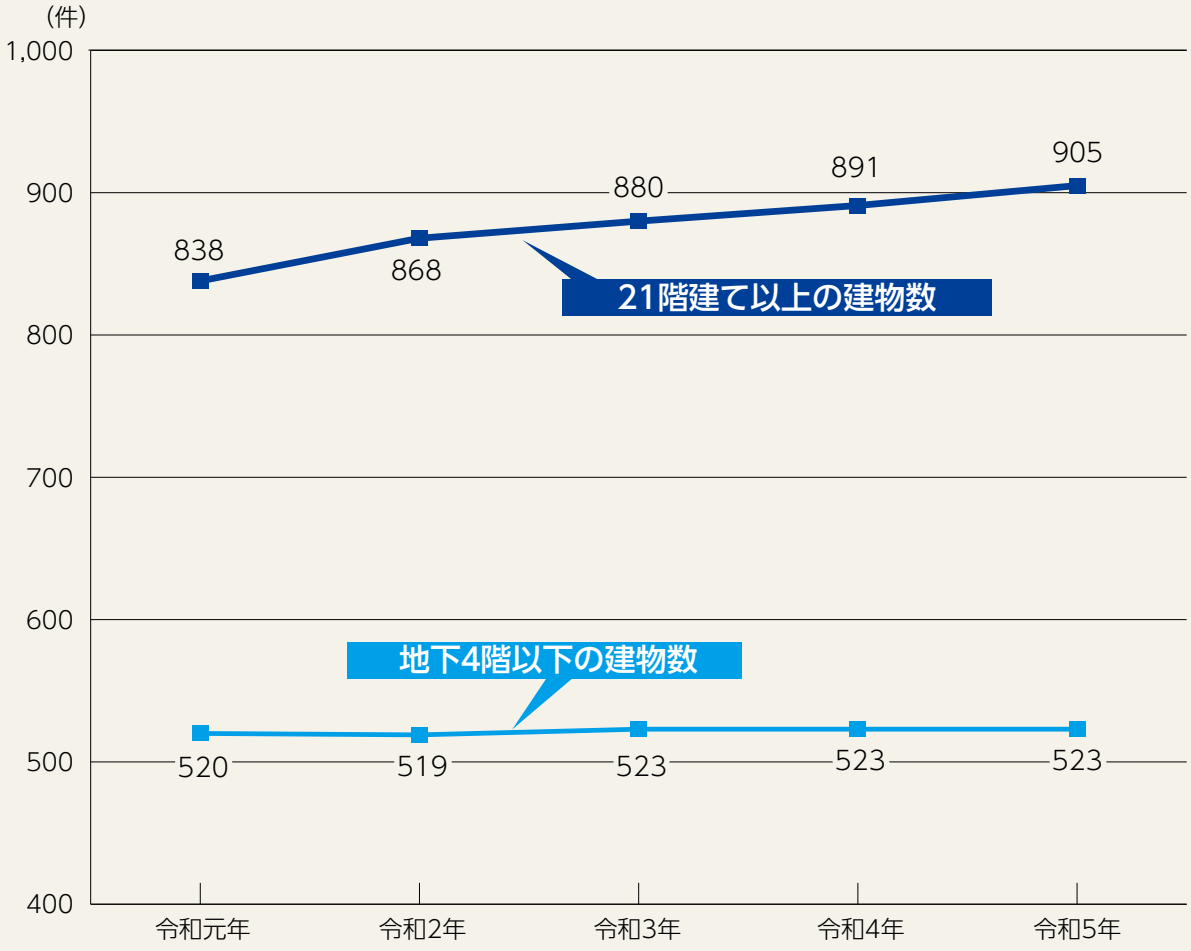

当庁管内の建物は、高層・大規模化、深層化が進んでおり、現在も都内では複数の再開発計画が進められ、大規模な建物が建設されています。

※消防法では、高層建築物を高さ 31m を超える建築物と定義していますが、より高層化を表現するため 21 階建て（おおむね 60 m）以上の建物数を計上しました。

■ 図表1−5−12　スプリンクラー設備、自動火災報知設備設置の建物数の推移

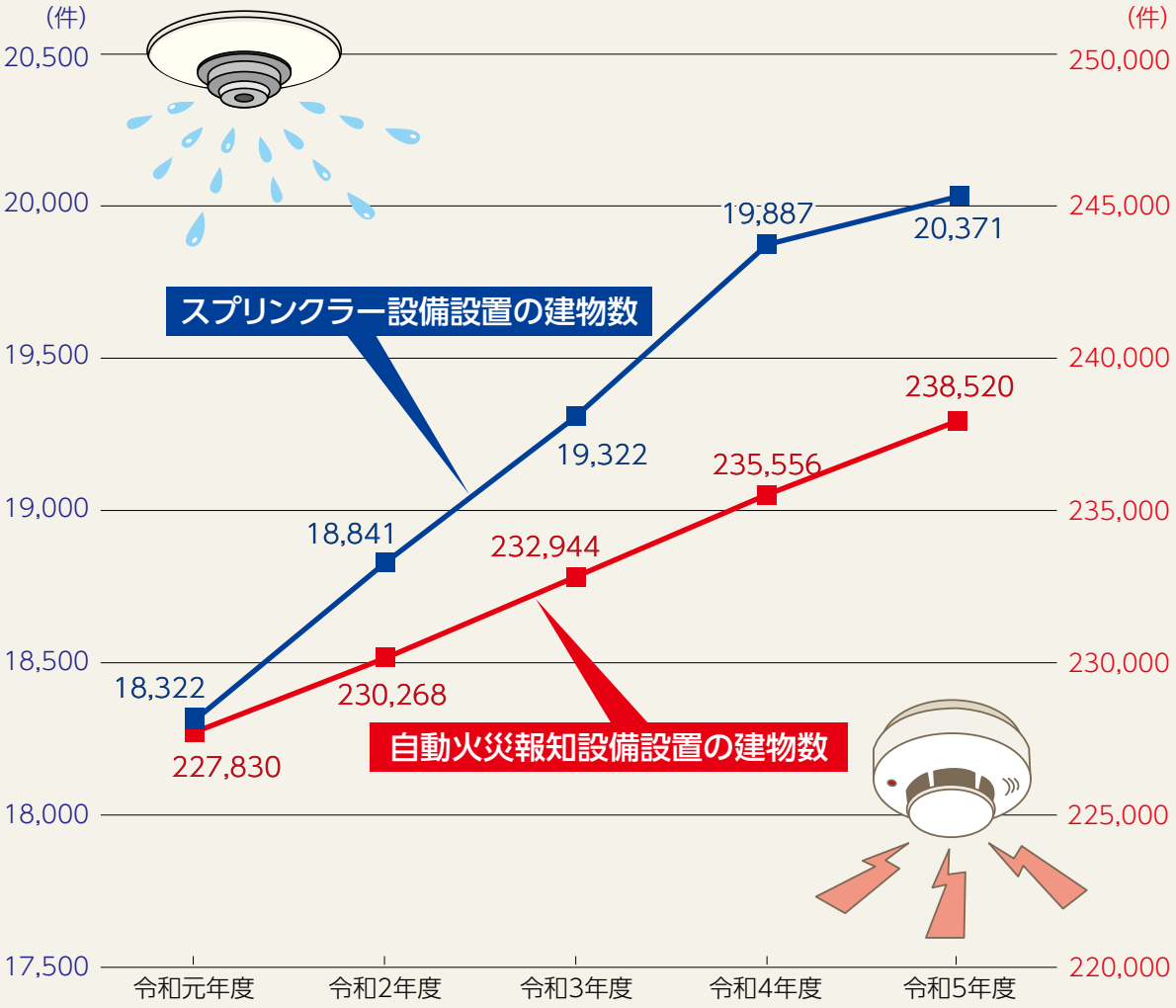

スプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置している建物数が増加しているのは、スプリンクラー設備が必要となる11階建て以上または31ｍを超える建物が増加していることや、近年の消防法令改正により小規模社会福祉施設に自動火災報知設備やスプリンクラー設備、ホテルに自動火災報知設備、小規模診療所にスプリンクラー設備が設置されたことが要因となっています。

■ 図表1−5−13　発電設備を有する建物数と危険物施設（一般取扱所）数の推移

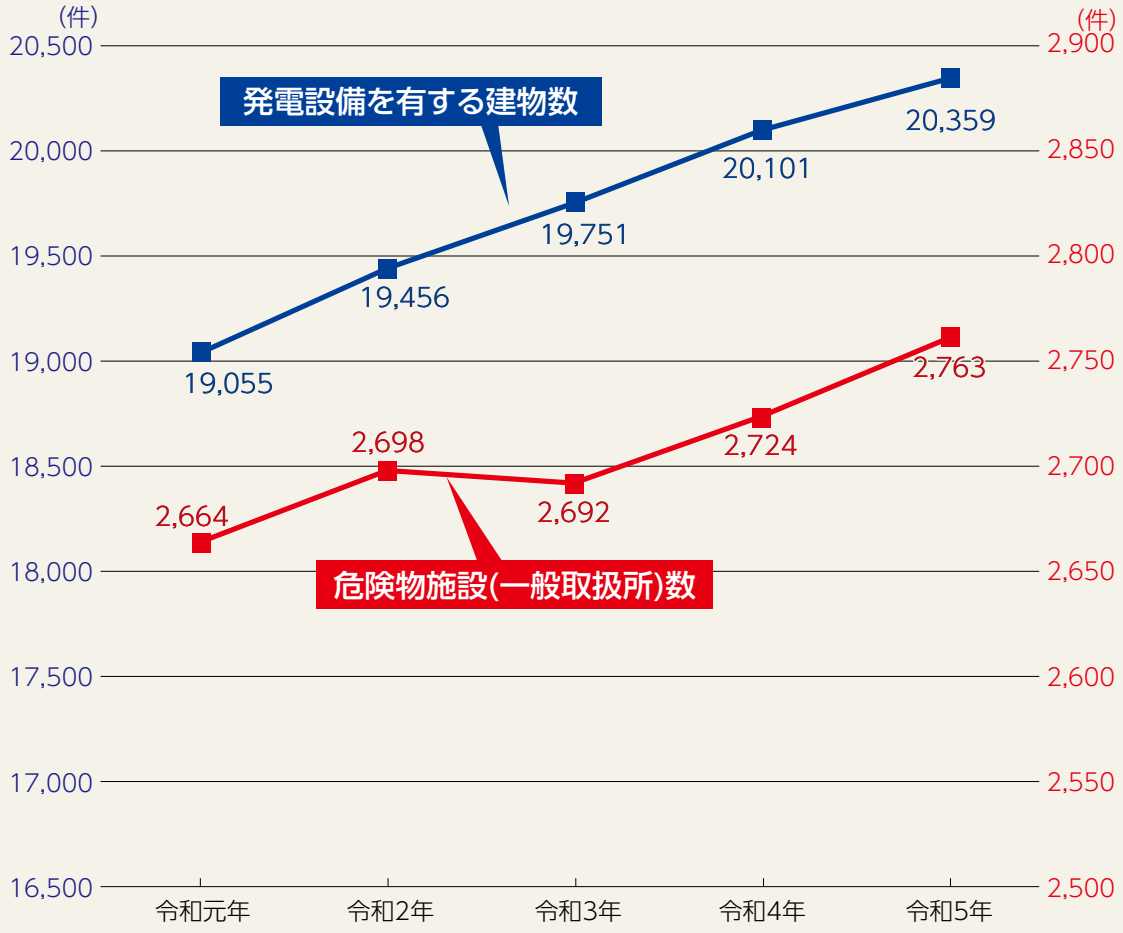

※危険物施設（一般取扱所）数は、各年度末の数値です。

一般取扱所とは発電設備やボイラー設備、塗装工場などで指定数量以上の危険物の消費、塗装などを行うものをいいます。

東日本大震災以降、企業が災害時の事業継続や早期復旧を目的として、非常用発電設備や燃料備蓄用のタンクを設置する傾向にあります。

▲ 危険物タンクの設置時の状況

（2）防火管理者選任状況

令和５年度末の防火管理者の選任が義務となる管理権原者数は 392,327 であり、近年は義務となる事業所の増加などにより年々増加しています。令和５年度末の防火管理者の選任届出率は 81.8%、消防計画の届出率は 77.9% でした。(図表1－5－14、15)

■ 図表1－5－14　防火管理者選任状況の推移

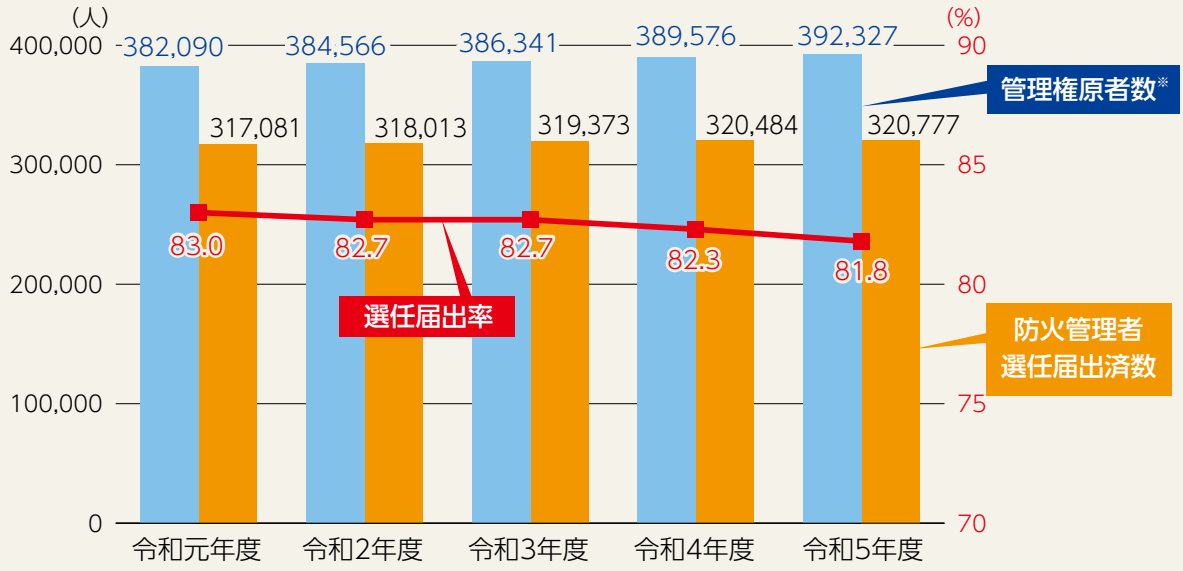

※管理権原者とは、消防法第8条に定める防火対象物の管理について権原を有する者をいいます。

■ 図表1－5－15　消防計画届出状況の推移

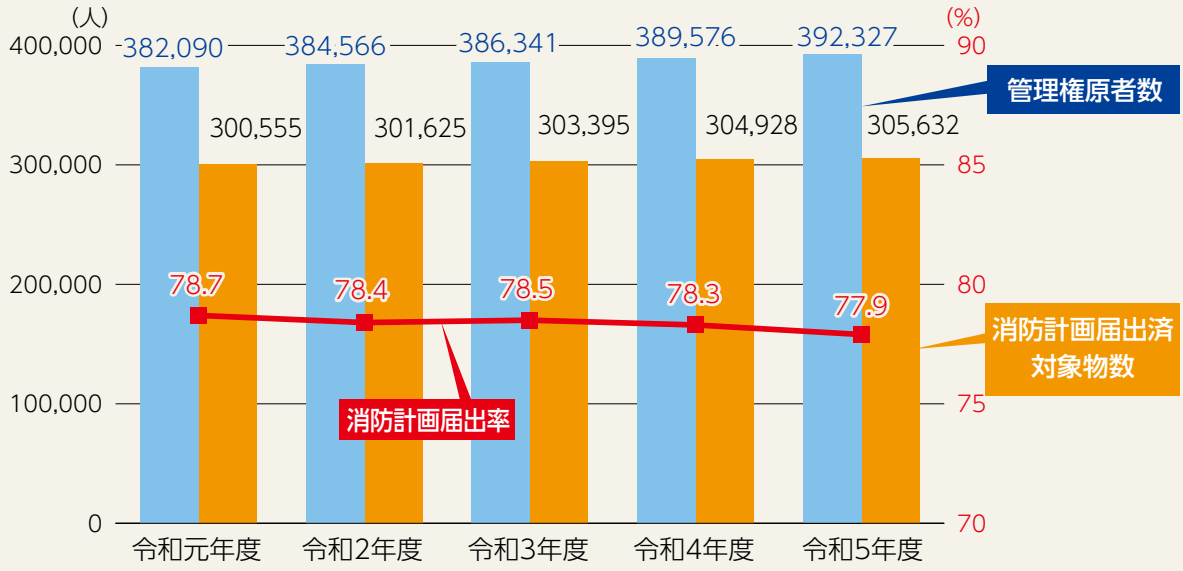

3　事業所における自衛消防訓練の状況

自衛消防訓練は、百貨店、病院、ホテル、劇場、地下駅舎などの不特定多数の人が出入りする事業所では、年２回以上実施することが義務付けられています。

令和２年には新型コロナウイルス感染症の影響により訓練実施回数が減少しましたが、令和３年の訓練実施回数は令和元年と同水準まで回復し、令和４年以降はさらに増加しています。(図表1－5－16)

■ 図表1−5−16　自衛消防訓練実施状況

	合計（延回数）	総合訓練	部分訓練			その他	延べ訓練参加人員（百人）	延べ指導出向人員（人）
			通報	消火	避難			
令和元年	151,860	105,656	2,397	11,191	21,714	10,902	86,205	40,611
令和２年	134,831	91,987	2,306	10,375	20,680	9,483	68,200	10,956
令和３年	150,828	97,447	2,388	13,375	25,035	12,583	81,853	12,327
令和４年	164,592	102,432	2,561	16,469	28,077	15,053	83,190	28,756
令和５年	176,247	111,071	2,588	17,890	28,997	15,701	87,176	35,442

4　危険物行政の現況

（１）施設区分別にみた危険物施設の実態

■ 図表1−5−17　危険物施設の施設区分別構成

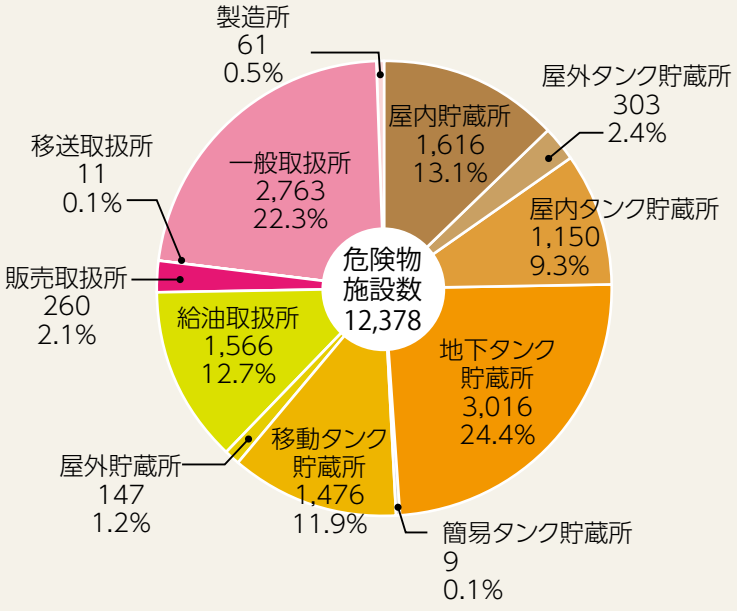

危険物施設は、それぞれの施設形態ごとに区分されています。令和５年度末現在の危険物施設を区分別にみると、地下タンク貯蔵所が 3,016 施設と最も多く、次いで一般取扱所の 2,763 施設、屋内貯蔵所の 1,616 施設の順となっています。(図表1－5－17)

（2）事故種別ごとの発生状況

令和５年中に発生した危険物施設等※1における事故件数は 151 件で、前年と比べて 33 件増加しています。火災事故が 32 件（前年比６件減少）、流出事故が 30 件（前年比８件増加）、その他の事故※2 が 89 件（前年比 31 件増加）となっています。これら危険物施設等における事故で、死者は１人（前年比１人増加）、負傷者が 17 人（前年比６人増加）発生しています。（図表1－5－18）

※1　危険物施設等…製造所等、運搬車両、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、無許可・無届施設

※2　その他の事故…火災又は流出を併発していない場合で、危険物施設等の規制部分が破損した事故等

■ 図表1－5－18　事故種別ごとの発生状況

年別	合計	火災（件）	流出（件）	その他（件）	死者（人）	負傷者（人）
令和元年	122	28	23	71	0	16
令和２年	123	24	19	80	0	11
令和３年	124	33	20	71	0	3
令和４年	118	38	22	58	0	11
令和５年	151	32	30	89	1	17
前　年　比	33	▲6	8	31	1	6

※「前年比」欄の「▲」は減少を示しています。

（3）発生要因別の事故発生状況

事故を発生要因別(図表1－5－19) にみると、劣化や破損などの物的要因が 92 件(60.9%)で最も多く、次いで維持管理、操作確認不十分などの人的要因が 39 件 (25.8%)、その他の要因が 20 件 (13.2%) となっています。(図表1－5－20)

■ 図表1－5－19　発生要因と発生原因

要因	原因
人的要因	維持管理不十分　誤操作 操作確認不十分　操作未実施 監視不十分
物的要因	腐食疲労等劣化　設計不良 故障　施工不良 破損
その他の要因	放火等　交通事故 類焼　地震等災害 不明・調査中

■ 図表1－5－20　事故の発生要因

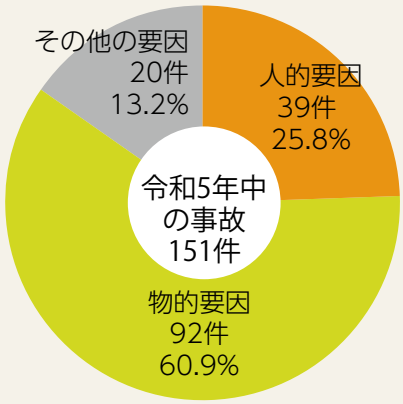

火災事故 32 件を発生要因別にみると、人的要因が 16 件 (50.0%) で最も多く、次いで物的要因が 8 件 (25.0%)、その他の要因が 8 件 (25.0%) となっています。(図表1－5－21)

■ 図表1－5－21　火災事故の発生要因

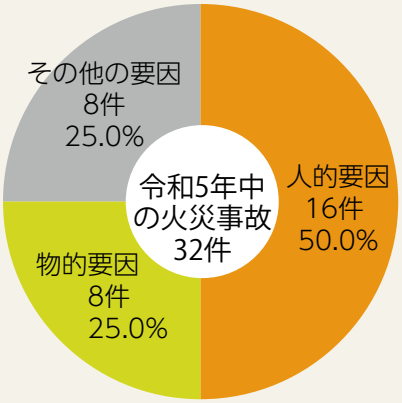

流出事故 30 件を発生要因別にみると、人的要因が 16 件 (53.3%) で最も多く、次いで物的要因が 10 件 (33.3%)、その他の要因が 4 件 (13.3%) となっています。(図表1－5－22)

■ 図表1－5－22　流出事故の発生要因

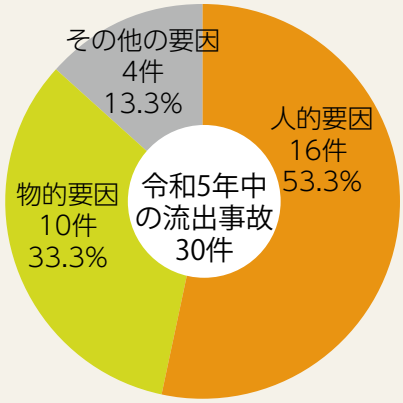

その他の事故 89 件を発生要因別にみると、物的要因が 74 件 (83.1%) で最も多く、次いでその他の要因が 8 件 (9.0%)、人的要因が 7 件 (7.9%) となっています。(図表1－5－23)

■ 図表1－5－23　その他の事故の発生要因

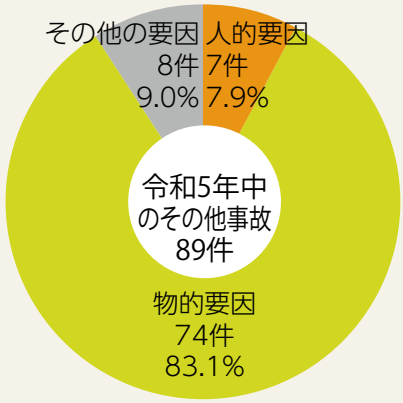

（4）施設区分別の事故発生状況

施設区分別事故発生状況をみると、給油取扱所が 95 件 (前年比 34 件増加) で最も多く全体の半数以上を占め、次いで一般取扱所が 15 件 (前年比 1 件増加)、少量危険物貯蔵取扱所が 14 件 (前年同件数)、指定可燃物貯蔵取扱所が 11 件 (前年比 6 件減少) などとなっています。ガソリンスタンド (給油取扱所) の事故の多くは、施設利用者の車両の運転操作ミス等による物損事故です。ガソリンスタンド内では安全運転を心掛けましょう。(110 ページ参照)(図表1－5－24)

■ 図表1−5−24　施設区分別の事故発生状況

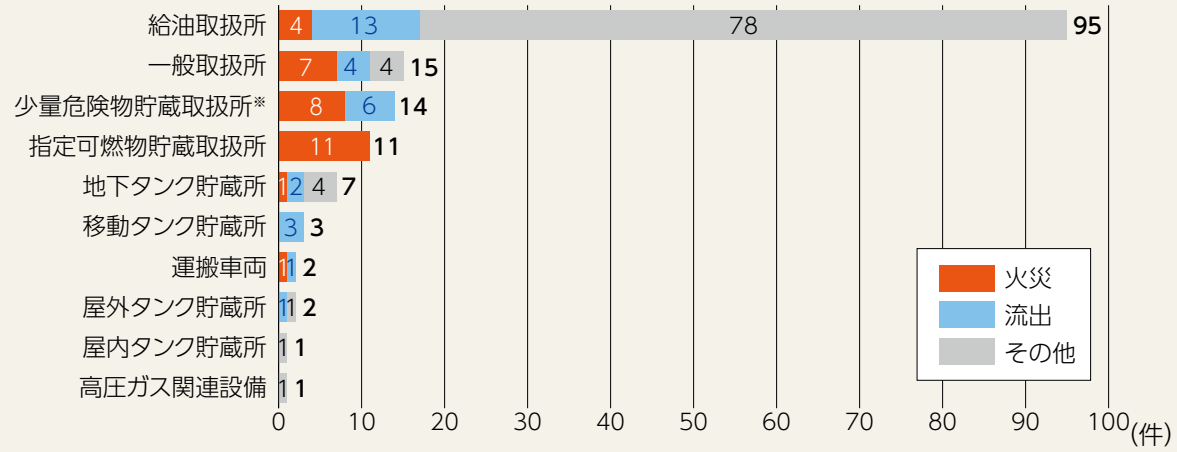

※少量危険物貯蔵取扱所は無届施設における事故４件を含む。

（５）危険物施設等の事故事例

給油取扱所において利用客が給油中に出火した火災事故事例

発生年月　令和５年４月

施設区分　給油取扱所（セルフ）

被害状況　バイク

概　　要　セルフ式の給油取扱所において、給油中にバイクが焼損した事故です。従業員が消火器を使って初期消火を実施しています。

出火原因は、ガソリンを給油中に発生した可燃性蒸気に静電気の火花放電が引火し、出火した可能性が考えられます。

同一事故は、給油キャップを開ける前に静電気除去シートに触れ、静電気を除去してから給油を始めることで防止することができます。

なお、本件を含め、令和５年中の人的要因による給油取扱所の事故が 17 件発生しております。

▲ 給油作業中に給油口付近から炎が出ている様子

▲ バイクの焼損状況

コラム

セルフスタンドで安全に給油するためのポイント

その1 スタンド内は安全運転！急発進、急ハンドルは危険！

スタンド内は、様々な機器や他の車もあり、運転には十分な注意が必要です。急発進、急ハンドルは避けましょう。

その2 案内標示に従いながら駐車！エンジンOFF！

矢印などの誘導に従い、白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。

その3 静電気除去シートにタッチ！

給油キャップを開ける前に静電気除去シートに触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。

その4 正しい操作で給油！

給油口の奥まで差し込み、レバーを確実に握って給油をしましょう。

その5 注ぎ足し給油をしない！

満タンになると、給油は自動的に停止します。吹きこぼれをしないよう注ぎ足しはやめましょう。

その6 給油キャップの置き忘れに注意！

給油口からガソリン等の燃料やその可燃性蒸気が漏れないよう給油キャップは忘れずに締めましょう。

その7 自分で容器にガソリンを入れない！

セルフスタンドでは、顧客自ら容器にガソリンを入れる行為は禁止されています。容器へは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

なお、容器に入れて購入する時には、従業員による本人確認（運転免許証の掲示など）、ガソリンの使用目的の確認が行われます。